

◆平成 27 年 4 月 14 日から、入札・契約制度の一部を見直して実施いたします。

① 公共工事入札時における工事内訳書の提出

昨年 6 月 4 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、建設業者は公共工事の入札に係る申し込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。また、提出された内訳書について地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました。

これを受けて本町では、本年 4 月 14 日以降に執行される公共工事の入札について、入札書の提出と同時に入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めることといたします。

提出を求める工事内訳書の様式や取り扱いについては、工事毎の入札通知等でお知らせいたしますが、内訳書の提出がなかった場合は、入札参加資格がないものとしてその入札が無効となりますのでご注意願います。また、内訳書に記載された内容に調査の必要が生じたときは聴き取りさせていただく場合があります。

② 遊佐町建設工事請負契約約款の一部改正

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）が一部改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、遊佐町建設工事請負契約約款に規定する談合等に係る契約解除の規定を改めるとともに、その他条文の表記の一部を適切な表現に改めます。

本年 4 月 14 日以降に公共工事の契約を締結する際は、改正後の遊佐町建設工事請負契約約款に基づくこととなりますのでご注意願います。

なお、改正後の遊佐町建設工事請負契約約款は本ホームページからダウンロードできますのでご活用願います。

○ 問合せ先：総務課財政係 ○TEL：0234-72-5880

○ E-MAIL：zaisei@town.yuza.yamagata.jp